

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【公表番号】特表2012-520380(P2012-520380A)

【公表日】平成24年9月6日(2012.9.6)

【年通号数】公開・登録公報2012-035

【出願番号】特願2011-554139(P2011-554139)

【国際特許分類】

C 08 L 77/06 (2006.01)

C 08 G 69/26 (2006.01)

B 60 R 13/02 (2006.01)

F 16 L 11/06 (2006.01)

【F I】

C 08 L 77/06

C 08 G 69/26

B 60 R 13/02 B

F 16 L 11/06

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月11日(2013.3.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

反復単位が、

式

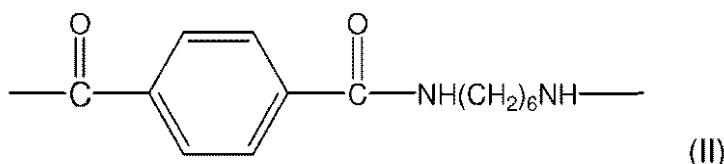
- C (O) (CH₂)_m C (O) NH (CH₂)₆ NH - (I)

(式中、mは8および/または10である)

の反復単位約68～約82モル%と、

式

【化1】



の反復単位約18～約32モル%と

から本質的になるポリアミドを含有する組成物を含む車両部品であって、前記車両部品は正規運転において塩にさらされるという条件である車両部品。

【請求項2】

反復単位が、

式(I)

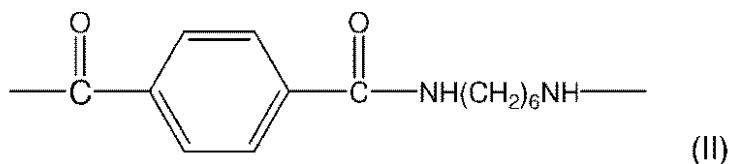
- C (O) (CH₂)_m C (O) NH (CH₂)₆ NH - (I)

(式中、mは8および/または10である)

の反復単位約65～約85モル%と、

式 (II)

【化2】



の反復単位約15～約35モル%と

から本質的になるポリアミドを含有する組成物を含む部品を備えた車両であって、前記車両部品は正規運転において塩にさらされるという条件である車両。

【請求項3】

反復単位が、

式 (I)

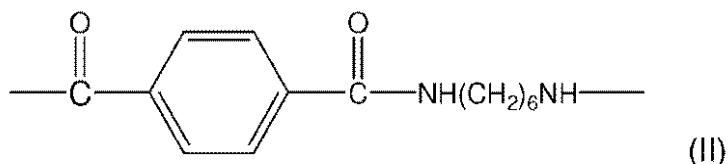


(式中、 m は8および/または10である)

の反復単位約68～約82モル%と、

式 (II)

【化3】



の反復単位約18～約32モル%と

から本質的になる、ポリアミド。

【請求項4】

請求項3に記載のポリアミドを含む、部品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

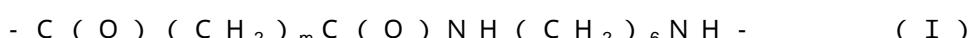
【0048】

実施例7～9において示した通り、これらのポリアミドは、強化剤および/または可塑剤と混合された時、特に塩が存在する環境におけるホースとチューブのための特性の良好な組合せである良好な塩応力割れ抵抗性のみでなく、優れた耐屈曲性および良好な破裂強度を典型的に示す。

なお、本発明は、特許請求の範囲を含め、以下の発明を包含する。

1. 反復単位が、

式

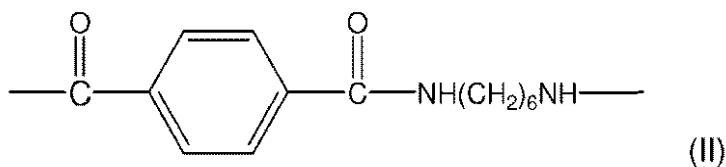


(式中、 m は8および/または10である)

の反復単位約68～約82モル%と、

式

【化1】



の反復単位約18～約32モル%と

から本質的になるポリアミドを含有する組成物を含む車両部品であって、前記車両部品は正規運転において塩にさらされるという条件である車両部品。

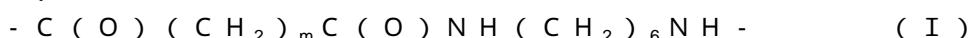
2. 前記組成物が、強化剤および／または可塑剤を含有する、1に記載の車両部品。
3. 前記強化剤が前記組成物の約5重量%～約45重量%の量で存在する、2に記載の車両部品。
4. 前記可塑剤が前記組成物の約1.0重量%～約20重量%である、2に記載の車両部品。

5. 前記ポリアミド反復単位が式(I)約70～80モル%と、式(II)20～30モル%とから本質的になる、2に記載の車両部品。

6. ホースまたはチューブである、1～4のいずれか1に記載の車両部品。

7. 反復単位が、

式(I)

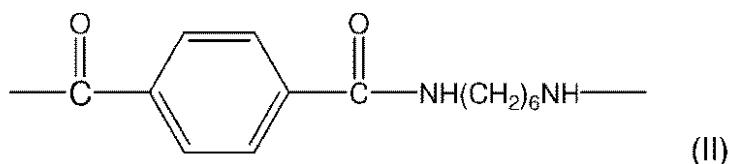


(式中、mは8および／または10である)

の反復単位約65～約85モル%と、

式(II)

【化2】



の反復単位約15～約35モル%と

から本質的になるポリアミドを含有する組成物を含む部品を備えた車両であって、前記車両部品は正規運転において塩にさらされるという条件である車両。

8. 前記部品がホースまたはチューブである、7に記載の車両。

9. 反復単位が、

式(I)

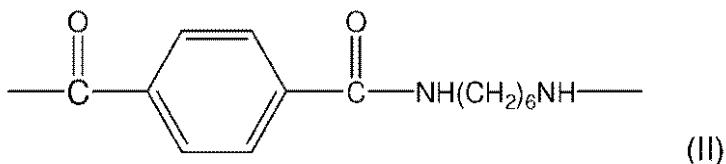


(式中、mは8および／または10である)

の反復単位約68～約82モル%と、

式(II)

【化3】



の反復単位約18～約32モル%と

から本質的になる、ポリアミド。

10. 前記反復単位が式(I)約70~80モル%と、式(II)20~30モル%とか
ら本質的になる、9に記載のポリアミド。

11. 9に記載のポリアミドを含む、部品。

12. ホースまたはチューブである、11に記載の部品。